

# Business Certificate news

No. TCCI-0060

Date : 2015 年 4 月 1 日

申請者 各位

## 原産地証明書と当該コマーシャル・インボイスを セットで申請される場合（セット証明）の申請方法について

日頃より東京商工会議所の各種貿易証明のご利用まことにありがとうございます。

さて、当所では書類のスムーズな受付を目的に、申請書類は①証明依頼書→②原産地証明書（Original/Copy）→③典拠インボイス→④その他典拠資料、の所定の並び順でお願いしております。

この内、原産地証明書と併せて、当該コマーシャル・インボイス証明をセットで申請される場合（「セット証明」と呼びます）の申請方法において、所定の並び順になっていないケースが見受けられます。

書類の並び順について、改めて下記のとおりご案内いたします。何卒、ご協力のほど宜しくお願い申し上げます。

記

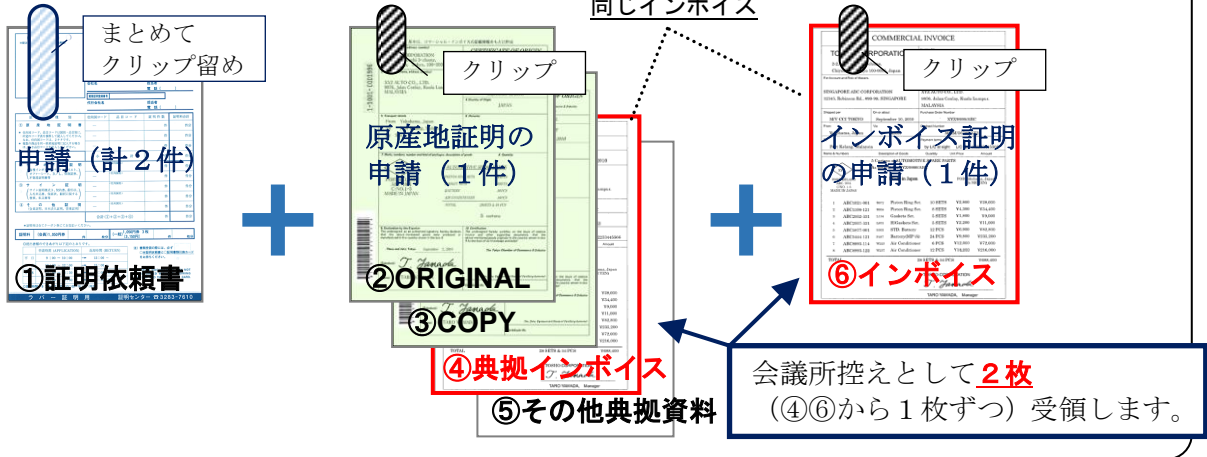
### セット証明とは

- 通常、原産地証明のご申請には典拠インボイスが必要です。  
したがって、同じインボイス番号の①原産地証明、②インボイス証明をご申請する場合、それぞれに会議所控えが必要となります。**【別紙：パターンA参照】**
- しかし、原産地証明とインボイス証明を同時に申請する場合、典拠インボイスを省略し、**会議所控えを1枚とすることが可能です。【別紙：パターンB参照】**  
これがセット証明になります。
- セット証明の場合は、全てのインボイスをまとめてクリップ留めしてください。  
クリップから外れたインボイスがある場合、セット証明とはなりませんのでご注意ください。**【別紙：パターンC参照】**

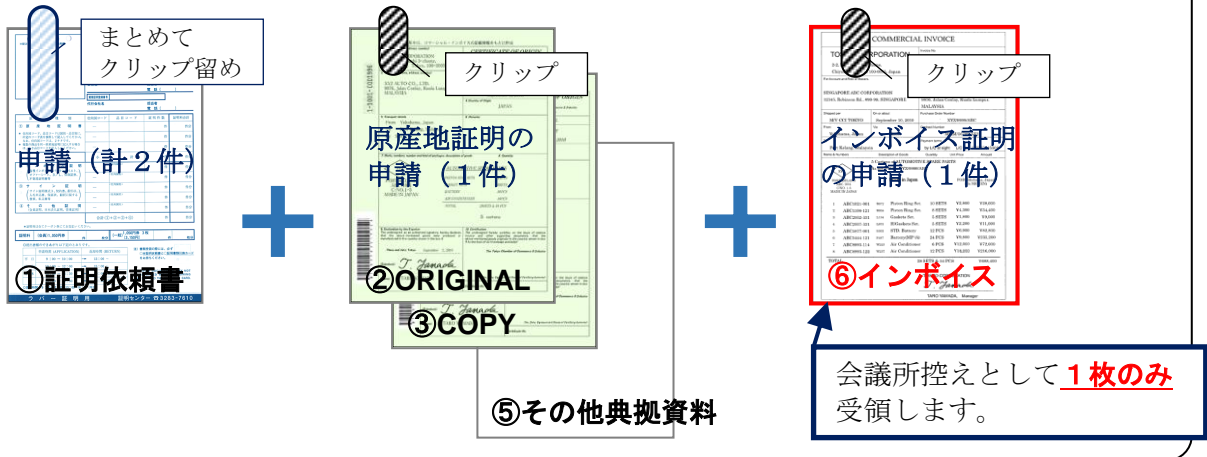
以 上

※原産地証明書の典拠インボイスと、インボイス証明のインボイスが同一の場合

**パターンA 通常申請の組み合わせ**



**パターンB セット証明 (典拠インボイスの省略が可能)**



**✖ パターンC 間違った申請方法 (クリップから外れたインボイスがある場合)**

